

祖父母の育児休暇等取得促進奨励事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、祖父母の育児休暇等取得促進奨励金（以下「奨励金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 事業主が、労働者に10日以上の子孫にかかる育児等のための休暇を取得させた場合に、奨励金を支給することにより、家族みんなで子育てを支え合う環境づくりを進めることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 育児休暇等

各事業所において就業規則または労働協約等（以下「就業規則等」という。）に独自に規定されている育児のための特別休暇または年次有給休暇をいう。

(2) 常時雇用する労働者

2か月を超えて雇用されるものであり、かつ、週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の労働者と概ね同等である者

(支給制限)

第4条 国、地方公共団体および特別の法律により特別の設置行為をもって設立された法人（その資本金の全部または大部分が国または地方公共団体からの出資による法人、またはその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国または地方公共団体からの交付金もしくは補助金等によって得ている法人に限る。）に対しては、この奨励金は支給しないものとする。

(支給対象事業主)

第5条 奨励金の支給対象事業主は、次の各号のすべてに該当する事業主とする。

(1) 県内に本社を有すること。

(2) 第6条の規定に該当する労働者がいること。

(対象となる祖父母)

第6条 奨励事業の対象となる祖父母は、県内の事業所に勤務し、次に該当する者とする。

就学前の子孫を預かる祖父母が、勤務を要しない日を除き、連続する10日以上の子孫の育児休暇等を取得、または、同一年度内に最低5日以上の子孫の育児休暇等を2回、計10日間以上取得し、職場復帰していること。

(支給額)

第7条 奨励金の支給は、1事業主当たり1回限り（平成27年度における本事業のうち、孫にかかる育児等のための休暇を取得させ、奨励金を受給した事業主を含む。）とし、その支給額は10万円とする。なお、奨励金の支給は、予算の範囲内とする。

(支給の申請)

第8条 奨励金の支給を希望する事業主は、復帰した日の翌日から起算して3か月以内に、祖父母の育児休暇等取得促進奨励金申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に申請するものとする。

- (1) 祖父母の育児休暇等に係る子どもの出生の事実を確認できる書類
- (2) 労働者から提出された祖父母の育児休暇等の取得の申出書の写し、または育児休暇等取得の事実が確認できる書類
- (3) 祖父母の育児休暇等を取得した労働者の出勤簿等の写し（休暇状況および職場復帰後の出勤状況が確認できるもの）
- (4) その他知事が必要と認める書類

(支給の決定)

第9条 知事は、奨励金の支給または不支給の決定をしたときは、祖父母の育児休暇等取得促進奨励金支給決定通知書（様式第2号）または祖父母の育児休暇等取得促進奨励金不支給決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(奨励金の支給)

第10条 知事は、前条の支給の決定を行ったときは、速やかに第7条に規定する奨励金を支給するものとする。

(奨励金の返還)

第11条 知事は、奨励金の支給を受けた事業主が、偽りその他不正な行為によって奨励金の支給を受けたと認めるときは、祖父母の育児休暇等取得促進奨励金支給決定取消・返還通知書（様式第4号）により、当該事業主に対して支給決定を取り消し、支給額全額を返還させるものとする。

(県事業への協力)

第12条 支給対象となった事業主および労働者は、県が行う仕事と子育ての両立を促進するための広報・啓発等に協力するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成29年3月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。